

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 1 月 24 日 (金) 第 74 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告

### 示

○有害な図書等の指定	(青少年男女共同参画課取扱い)	1
○保安林の指定	(森づくり推進課取扱い)	2
○保安林の指定予定の通知 (2件)	(森づくり推進課取扱い)	2
○保安林の指定の解除	(森づくり推進課取扱い)	3
○保安林の指定の解除予定	(森づくり推進課取扱い)	3
○保安林の指定施業要件の変更予定 (2件)	(森づくり推進課取扱い)	3
○救急病院等の認定 (3件)	(保健医療福祉課取扱い)	4
○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (3件)	(社会福祉課取扱い)	5
○生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (4件)	(社会福祉課取扱い)	6
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	(高齢者生き生き推進課取扱い)	7
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者生き生き推進課取扱い)	8
○介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(高齢者生き生き推進課取扱い)	8
○介護保険法に基づく介護医療院の開設の許可	(高齢者生き生き推進課取扱い)	9
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	(高齢者生き生き推進課取扱い)	9
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(高齢者生き生き推進課取扱い)	9
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (2件)	(水産振興課取扱い)	9
○県営土地改良事業の計画の変更	(農地整備課取扱い)	10
○道路の区域の変更	(道路維持課取扱い)	10
○道路の供用の開始	(道路維持課取扱い)	10
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(鹿児島地域振興局取扱い)	11
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(始良・伊佐地域振興局取扱い)	11
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(始良・伊佐地域振興局取扱い)	11
○開発行為に関する工事の完了公告 (2件)	(建築課取扱い)	12

## 告 示

### 鹿児島県告示第41号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

令和 2 年 1 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25348	令和 2 年	雑 誌	Y o u n g L o v e C o m i c	宙 出 版	全 部	著 しく 青

	1 月 14 日	a y a 1 月号	18815-01		少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
25349		c o m i c アンスリウム 1 月号増刊	03996-01	ジーオーテ イー	
25350		臨時増刊ラヴァーズ Vol.10	68541-86	大洋図書	
25351		実録 J O K E R 1 月号	08019-01	ダイアプレス	

## 鹿児島県告示第42号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 2 年 1 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所  
垂水市二川字大坪791番1, 792番乙, 793番
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鹿児島県告示第43号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 2 年 1 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
薩摩川内市祁答院町黒木字弘花段2063番, 2063番1, 2064番, 2070番1, 2070番2, 2071番1
- 2 指定の目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第44号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和2年1月24日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
薩摩郡さつま町神子字穴子山4492番4
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第45号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和2年1月24日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
南さつま市加世田小湊字大瀧通8200番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第46号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和2年1月24日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所  
南さつま市坊津町秋目字山神482番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第47号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定

施業要件を変更する予定である。

令和 2 年 1 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所  
西之表市住吉字小倉山4578番
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鹿児島県告示第48号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 2 年 1 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所  
熊毛郡中種子町田島字東川口3445番1，字揚野尾3544番22
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び中種子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鹿児島県告示第49号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和 2 年 1 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
外科馬場病院	日置市吹上町湯之浦2378

- 2 認定の有効期限  
令和 5 年 1 月 31 日

#### 鹿児島県告示第50号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和 2 年 1 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
枕崎市立病院	枕崎市日之出町230番地
小原病院	枕崎市折口町109番地
久木田整形外科病院	枕崎市港町113番地
県立薩南病院	南さつま市加世田高橋1968番地 4
菊野病院	南九州市川辺町平山3815番地

2 認定の有効期限

令和 5 年 1 月 31 日

鹿児島県告示第51号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和 2 年 1 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2 番46号
市比野記念病院	薩摩川内市樋脇町市比野3079番地
内山病院	阿久根市高松町22番地
出水郡医師会広域医療センター	阿久根市赤瀬川4513
出水総合医療センター	出水市明神町520番地

2 認定の有効期限

令和 5 年 1 月 31 日

鹿児島県告示第52号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 2 年 1 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	廃止年月日
はげもと歯科医院	日置市日吉町日置395番地16	令和元年10月31日
チューリップ調剤薬局	奄美市名瀬長浜町 4 - 3	令和元年12月 1 日

鹿児島県告示第53号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 2 年 1 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 者		事 業 所		廃止年月日	サービ スの種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		

医療法人博悠会	鹿児島市樋之口町 3 番 7 号	博悠会温泉病院	日置市東市来町湯田 4648 番地	令和元年 5 月 31 日	短期入所療養介護, 介護療養施設サービス, 介護予防短期入所療養介護
社会福祉法人愛和会	薩摩川内市永利町 4311 番地 5	ヘルパーステーション 幸せの里	薩摩川内市永利町 4311 番地 5	令和元年 6 月 30 日	訪問介護

## 鹿児島県告示第54号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 2 年 1 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

氏 名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日	施術の種類
宮脇忍	整骨院無双伊集院 日置市伊集院町下谷口1806番1-2	令和元年 11月1日	柔道整復
木村晋一郎	整骨院ておん 始良市平松4951番地1	令和元年 11月28日	柔道整復

## 鹿児島県告示第55号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和 2 年 1 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	指定年月日
はげもと歯科医院	日置市日吉町日置395番地16	令和元年11月1日
大信薬局さと店	伊佐市大口里358番地1	令和元年12月1日
大信薬局みどりの里店	伊佐市大口上町34-11	令和元年12月1日
株式会社チューリップ調剤薬局	奄美市名瀬長浜町4-3	令和元年12月1日

## 鹿児島県告示第56号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和 2 年 1 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
オフィス藤田有限会社	薩摩川内市永利町1036番地1	訪問看護ステーションあすなる	薩摩川内市永利町1036番地1	令和元年9月1日

有限会社エヌアンド エッチ	伊佐市大口里484	訪問看護ステーショ ン結愛(ゆめ)	伊佐市大口里484	令和元年11 月1日
------------------	-----------	----------------------	-----------	---------------

## 鹿児島県告示第57号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

令和2年1月24日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	指定年月 日	サービスの種 類
J A北さつま小規模多機能ホーム	薩摩郡さつま町田原189番地 1	令和元年 6月1日	小規模多機能 型居宅介護， 介護予防小規 模多機能型居 宅介護
J A北さつまグループホーム	薩摩郡さつま町田原189番地 1	令和元年 6月1日	認知症対応型 共同生活介護， 介護予防 認知症対応型 共同生活介護
デイサービス「ひおきの家」	日置市日吉町日置375	令和元年 7月8日	認知症対応型 通所介護，介 護予防認知症 対応型通所介 護

## 鹿児島県告示第58号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

令和2年1月24日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 者		事 業 所		指定年月 日	サービ スの種 類
名 称	主たる事務所の所在 地	名 称	所 在 地		
医療法人誠心会	日置市東市来町湯田 3614番地	ゆのもと記念病院	日置市東市来町湯田 3614番地	平成31年 4月1日	通所リハ ビリテー ション， 介護予防 通所リハ ビリテー ション

## 鹿児島県告示第59号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和2年1月24日

## 鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護ステーションひなたぼっこ	鹿屋市王子町3975番地5	医療法人悠祥会	鹿屋市旭原町3645番地1	副島 淳一	令和元年11月30日	訪問介護
ケア24なのはな	鹿屋市上野町4824番地3	合同会社ライフデザイン	鹿屋市上野町4826番地5	山元 邦明	令和元年12月31日	訪問介護
訪問看護ステーションこころ	始良市加治木町木田2356番地4	有限会社文月会	始良市加治木町西別府2820番地3	脇田 律子	令和2年2月1日	訪問看護

## 鹿児島県告示第60号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和2年1月24日

## 鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
株式会社システム建築鹿児島	伊佐市大口堂崎527-2	株式会社システム建築鹿児島	伊佐市大口下殿666番地	橋口 徳二	令和元年12月5日	福祉用具貸与
株式会社システム建築鹿児島	伊佐市大口堂崎527-2	株式会社システム建築鹿児島	伊佐市大口下殿666番地	橋口 徳二	令和元年12月5日	特定福祉用具販売
ニチイケアセンター高尾野	出水市高尾野町大久保639-1 Mテナントビル1F	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	森 信介	令和元年12月25日	訪問介護
訪問介護西福	始良郡湧水町恒次字大門口1105番3	株式会社西福	始良郡湧水町恒次字大門口1105番2	前田 茂	令和2年1月1日	訪問介護

## 鹿児島県告示第61号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

令和2年1月24日

## 鹿児島県知事 三反園訓

施設		指定介護療養型医療施設の開設者			辞退年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
出水郡医師会立第二病院	出水市高尾野町柴引2574番地	公益社団法人出水郡医師会	出水市昭和町18番18号	來仙 隆洋	令和元年12月31日	介護療養施設サービス
南さつま市立坊津病院	南さつま市坊津町泊19番地	南さつま市	南さつま市加世田川畑2648番地	本坊 輝雄	令和2年1月31日	介護療養施設サービス

## 鹿児島県告示第62号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和2年1月24日

鹿児島県知事 三反園訓

施 設		介護医療院の開設者			許可年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
財部記念介護医療院	曾於市財部町南俣3619番地1	医療法人たからべ会	曾於市財部町南俣3619番地1	西郷 昌隆	令和元年12月20日	介護医療院サービス
出水郡医師会立第二病院介護医療院	出水市高尾野町柴引2574番地	公益社団法人出水郡医師会	出水市昭和町18番18号	來仙 隆洋	令和2年1月1日	介護医療院サービス

## 鹿児島県告示第63号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和2年1月24日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーションこころ	始良市加治木町木田2356番地4	有限会社文月会	始良市加治木町西別府2820番地3	脇田 律子	令和2年2月1日	介護予防訪問看護

## 鹿児島県告示第64号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和2年1月24日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		申 請 者			指定年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
株式会社システム建築鹿児島	伊佐市大口堂崎527-2	株式会社システム建築鹿児島	伊佐市大口下殿666番地	橋口 徳二	令和元年12月5日	介護予防福祉用具貸与
株式会社システム建築鹿児島	伊佐市大口堂崎527-2	株式会社システム建築鹿児島	伊佐市大口下殿666番地	橋口 徳二	令和元年12月5日	特定介護予防福祉用具販売

## 鹿児島県告示第65号

薩摩川内市下甑町片野浦469番地7 中野和通及び薩摩川内市下甑町片野浦468番地7 中野徳男からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和2年1月24日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市下甌町片野浦区域 (薩摩川内市下甌町片野浦の地区)
- 2 区分 小型定置漁業

**鹿児島県告示第66号**

大島郡与論町茶花2421番地5 高元博志及び大島郡与論町麦屋2952番地2 竹下克博からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 2 年 1 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 与論町区域 (与論町漁業協同組合の地区)
- 2 区分 主としてはえ縄漁業を営む漁業又は主として素潜り漁業を営む漁業

**鹿児島県告示第67号**

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農村整備 (中山間地域総合整備型) (旧:中山間地域総合整備 (一般型)) (農業用排水施設整備, 農道整備, 区画整理, 農用地利用保全及び土層改良) 南種子地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 2 年 1 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和 2 年 1 月 27 日から同年 2 月 25 日まで
- 3 縦覧場所  
南種子町役場総合農政課

**鹿児島県告示第68号**

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 2 年 1 月 24 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 1 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	志布志福山線	曾於市大隅町月野字菖蒲田3978番1地先から同市大隅町月野字中迫275番3地先まで	前	11.9~30.0	71.2
		曾於市大隅町月野字菖蒲田3978番1地先から同市大隅町月野字船迫3928番1地先まで	後	10.0~25.8	71.2

**鹿児島県告示第69号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和2年1月24日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年1月24日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	志布志福山線	曾於市大隅町月野字菖蒲田3978番1地先から同市大隅町月野字船迫3928番1地先まで	令和2年1月24日

### 鹿児島地域振興局告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和2年1月24日

鹿児島地域振興局長 井多原章一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援事業所ひまわり	いちき串木野市別府5168番地1 ガーデンハイツ 照島102号	NPO法人ひまわり育成会	いちき串木野市別府5168番地1 ガーデンハイツ 照島102号	神村 裕之	令和元年11月1日	就労継続支援B型

### 始良・伊佐地域振興局告示第3号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により，次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和2年1月24日

始良・伊佐地域振興局長 永田秋人

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
きりしま総合発達支援センター	霧島市国分姫城3147番地1	特定非営利活動法人RyouikuCircleはなはな	霧島市国分姫城3147番地1	前原 利彦	令和元年10月1日	児童発達支援
通所支援事業所はなうた	始良市船津2594番地2	はなうた株式会社	始良市船津2594番地2	木場 武志	令和元年10月1日	放課後等デイサービス
発育サポートきずな	霧島市隼人町内山田1110番地2	株式会社霧島リハウオーク絆	霧島市隼人町内山田1110番地2	芦谷 浩之	令和元年11月1日	児童発達支援

### 始良・伊佐地域振興局告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和2年1月24日

始良・伊佐地域振興局長 永田秋人

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
彩	伊佐市大口里 3116番地4	一般社団法人治	伊佐市大口里 3116番地4	竹内 祐治	令和元年 10月15日	生活介護
就労継続支援B 型事業所ライブ ・スタイル	霧島市国分重久 字御子籠319番 地11	株式会社TSU -NA-GU	霧島市国分重久 字御子籠319番 地11	中野 和則	令和元年 12月1日	就労継続 支援B型

**公 告**

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年1月24日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
始良市加治木町木田字須崎1394番11及び1394番33
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
愛知県豊田市本町中根98番地  
司企業株式会社  
代表取締役 庄司只功

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年1月24日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
(4工区)  
薩摩郡さつま町宮之城屋地字蟹田1935番2, 1936番1, 1937番1の一部, 1938番の一部, 1939番, 1940番1の一部, 1941番, 1942番の一部, 1944番2の一部, 1940番1地先里道の一部及び1946番地先里道の一部並びに字狐塚2235番10の一部
- 2 公共施設の種類, 位置及び区域  
道路 薩摩郡さつま町宮之城屋地字蟹田1935番2, 1936番1の一部, 1938番の一部, 1939番の一部, 1940番1の一部, 1941番の一部及び1944番2の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2  
さつま町土地開発公社  
理事長 日高政勝